鳥取県建設工事等入札制度基本方針

第1 基本的な考え方

- 県が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)並びに当該工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務(以下「測量等業務」という。)をいう。以下同じ。)は、県民が安心して暮らせる社会資本の整備を目的として県民の税金等により行われるものである。
- このため、建設工事等の入札制度の在り方については、県民の理解が得られるよう、公正であることが強く求められている。
- また、建設工事等の入札をめぐる談合等の違法又は不当な行為(以下「違法等行為」という。) は県民の信頼を著しく損ねるものであるため、当該違法等行為の一掃を図る必要がある。
- これらのことにかんがみ、県は、建設工事等の入札制度に係る基本方針を次の理念に基づいて 定めるものとする。
 - 1 経済的・効率的な予算執行を図るとともに、談合等の違法等行為を防止するため、建設工事等の入札に参加する者の競争性をより一層高めること。
 - 2 県民に対して良質な公共サービスを提供するため、建設工事等の品質の確保を図ること。
 - 3 建設工事等の入札制度の恣意的な運用を防ぎ、もってその公正性を確保するため、建設工事等の入札制度の透明性をより一層高めること。

第2 適正な競争性の確保

- 一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行の確保等の観点からも有効なものであるが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、適正な競争性の確保を図っていく必要がある。
- このため、建設工事等の入札については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - 1 競争入札に関すること
 - 公共工事の入札をめぐる談合は県民その他納税者の信頼を著しく損ねるものであること にかんがみ、建設工事等における談合等の違法等行為の一掃を図る必要がある。
 - このため、一般競争入札を基本とするが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、一定の条件を設けた一般競争入札である制限付一般競争入札(本店の所在地、施工能力、技術者等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたすべてのものを当該入札に参加させる入札の実施方法をいう。以下同じ。)により、競争性の確保を図っていくものとする。
 - また、制限付一般競争入札の適用に当たっては、電子入札(知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係

る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入 札をいう。以下同じ。)の適用を併せて行うこととし、これにより、開札するまでの間は入 札に参加した者を特定することができない状況を確保するものとする。

(1) 建設工事に係るもの

- 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 建設工事に適用する契約締結の方法(以下「入札方式」という。)及び当該入札方式 に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額(建設工事 に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それ ぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の 適用の有無
250 万円未満	随意契約	無
250 万円以上地方公共団体の物品等又は	制限付一般競争入札	有
特定役務の調達手続の特例を定める政		
令(平成7年政令第372号。以下「特例		
政令」という。) 第3条第1項の規定によ		
り総務大臣が定める特定役務のうち建		
設工事の調達契約に係る基準額未満		
特例政令第3条第1項の規定により総	一般競争入札	有
務大臣が定める特定役務のうち建設工		
事の調達契約に係る基準額以上		

- イ 建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)であって 県内に本店を有する建設業者(県外に本店を有する建設業者であって県内の支店等に契 約権限及び技術者を保有し、県内での業務体制が整っていると知事が認めたものを含 む。以下「県内建設業者」という。)により施工が可能と見込まれる建設工事(入札方 式を一般競争入札とするものを除く。以下「県内向け建設工事」という。)は、県内建 設業者に優先的に発注するものとする。
- ウ 県内向け建設工事の入札に参加させる条件として知事が設ける県内建設業者の本店

等の所在地に係る区域制限(以下「区域割」という。以下同じ。)は、次の表の第1欄に掲げる発注工種(建設工事の工事内容に応じて知事が別に定める工種区分をいう。以下同じ。)、第2欄に掲げる請負対象設計金額及び第3欄に掲げる施工現場(建設工事を施工する場所をいう。以下同じ。)の所在地の区分に応じ、それぞれ第4欄に定めるとおりとする。

ただし、次の表の第4欄に定める区域割の区分によると当該工事の入札の条件を満たす者の数が少なく適正な競争性が確保できないと認められる場合は、当該区域割による区域と隣接する区域も含めたものに拡大する等により、入札に参加することができる建設業者の数を増やすものとする。

発注工種	請負対象	施工現場の所在地	区域割
	設計金額		
港湾工事	制限なし	県内	県内全域
上記以外の	6 千万円	東部区域(鳥取県土整備事務所及び八頭県土	東部区域
工種	未満	整備事務所の所管区域をいう。以下同じ。) 内	
		中部区域(中部総合事務所の所管区域をいう。	中部区域
		以下同じ。) 内	
		西部区域(西部総合事務所の所管区域をいう。	西部区域
		以下同じ。) 内	
	6 千万円	県内	県内全域
	以上		

- エ ウのただし書の適正な競争性が確保できないと認められる場合の要件を定めるとき は、鳥取県建設工事等入札・契約審議会の意見を聴くものとする。
- (2) 測量等業務に係るもの
 - 測量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 測量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、 次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額(測量等業務に係る契約の対象となる部分の設 計金額をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとお りとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合その他適正な入札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

委託対象設計金額	入札方式	電子入札の 適用の有無
100 万円未満	随意契約	無
100 万円以上特例政令第3条第1項の	制限付一般競争入札	有
規定により総務大臣が定める特定役務		
のうち建築のためのサービス、エンジ		
ニアリング・サービスその他の技術的		
サービスの調達契約に係る基準額未満		
特例政令第3条第1項の規定により総	一般競争入札	有
務大臣が定める特定役務のうち建築の		
ためのサービス、エンジニアリング・サ		
ービスその他の技術的サービスの調達		
契約に係る基準額以上		

イ 測量等業務を業として行う者(以下「測量等業者」という。以下同じ。)であって県内に本店を有するもの(県外に本店を有する測量等業者であって県内の支店等に契約権限及び技術者を有し、県内での業務体制が整っていると知事が認めたものを含む。以下「県内測量等業者」という。)により履行が可能と見込まれる測量等業務(入札方式を一般競争入札とするものを除く。以下「県内向け測量等業務」という。)は県内測量等業者に優先的に発注するものとし、県内向け測量等業務の入札の条件を満たす者の数が原則として20以上となることを担保するため、当該入札に参加させる条件として知事が設ける県内測量等業者の本店等の所在地に係る区域制限は、設けないものとする。

2 入札参加資格に関すること

建設工事等の入札に参加する者の資格(以下「入札参加資格」という。)については、建設工事等を適正かつ合理的に行うことができるよう留意しながら、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)の規定に基づき知事が別に定めるものとする。

3 建設工事の入札参加資格を有する者の施工能力等に係る格付

○ 建設工事の調達に係る健全な競争環境を構築するため、県内建設業者(県内に本店を有するものに限る。)にあっては、建設工事の入札参加資格を有する者が多い発注工種について、 当該入札参加資格を有する者の数に応じた格付(経営規模、施工能力等に応じて建設工事の 当該入札参加資格を有する者に知事が付す等級をいう。以下同じ。)を設けるものとし、そ の設定は次により行うものとする。

- (1) 格付は、知事が定める発注工種のうち、次のものについて行うこと。 土木一般、建築一般、とび等一般、アスファルト、電気工事、管工事及び造園
- (2) 格付は、(3)の客観点数及び(4)の主観点数の合計点が高いものから順に行うこと。
- (3) 格付の客観点数は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査に基づく総合評定値を知事が別に定めるところにより算定した点数とすること。
- (4) 格付の主観点数の加点項目及び減点項目は、次の表のとおりとすること。

区分	主観点数の項目
	県が発注した過去の建設工事の工事成績
加点項目	優良工事(知事が別に定めるところにより優良工事として表彰し、又は推薦
	した工事をいう。) の有無
	知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、
	効果があると認められた者の数
	ISO認証等(国際標準化機構が定めた規格であるISO又は当該規格に
	準じて知事が別に定める環境管理に係る規格の資格をいう。) の取得の有無
	男女共同参画推進企業(男女共同参画を積極的に推進している企業として
	知事が別に定めるところにより認定したものをいう。) の認定の有無
	新分野進出企業(建設業以外の事業分野に進出した企業で知事が別に定め
	る基準を満たすものをいう。) の確認の有無
減点項目	建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分の有無
	建設業法第28条第1項に基づく指示処分の有無
	資格停止 (違法等行為を行った者に対し、知事が別に定めるところにより入
	札に参加させないこととする措置をいう。) の有無
	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 43 条に
	基づく雇用義務の違反の有無

(5) 主観点数の算定基準、格付ごとの入札参加資格を有する者の数、格付に応じて設ける 発注金額の範囲その他格付に必要な事項は、知事が別に定めるものとすること。

第3 品質の確保及び不良・不適格業者の排除

○ 低価格受注(建設工事等の予定価格を著しく下回る落札金額で受注する落札行為をいう。以下 同じ。)の中には、契約内容に適合した施工若しくは履行がなされない、又はその者と契約する ことが公正な取引を乱すおそれを生じさせると思われるものも見受けられる。

- 過度の低価格受注は、建設工事等の品質の低下、下請業者に対する不当な抑圧等を招き、又は そうした受注を繰り返した結果として経営破たん等による建設工事等の不履行により県に不測 の損害を与えるおそれがある。
- また、施工能力等のない者が建設工事等を受注した場合、建設工事等の適切な施工又は履行がなされないおそれがあるため、建設工事等の入札に参加する者の応募条件を適切に定める必要がある。
- これらのことを勘案し、低価格受注等については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

(1) 建設工事に係るもの

ア 総合評価競争入札等の実施

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札、同令第 167 条の 12 第 4 項に規定する総合評価指名競争入札その他の入札方式を積極的に活用することにより、建設工事の品質の確保を図るものとする。

イ 施工現場に配置する技術者の増員

予定価格を著しく下回る落札金額で受注した者(以下「低価格落札者」という。)に対しては、施工現場に配置される技術者を増員することにより、施工現場における施工管理の適正化を図るものとする。

ウ 経営診断の受診指導

低価格落札者に対しては、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条第1項に規定する経営診断を受診させることとし、当該受診結果が健全と判断されるまでの間は、建設工事の入札に参加させないものとする。

エ 施工現場実態調査の実施

下請業者に対する不当な抑圧その他の不適切な行為を防止するため、施工現場の施工体制に係る実態調査を行い、建設工事の適切な施工の確保に努めるものとする。

オ 最低制限価格の設定

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格の制度を活用するものとし、その価格の設定に当たっては、低価格受注が多発することのないよう留意するものとする。

(2) 測量等業務に係るもの

ア 総合評価競争入札等の実施

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札、同令第 167 条の 12 第 4 項に規定する総合評価指名競争入札その他の入札方式を積極的に活用することにより、測量等業務の品質の確保を図るものとする。

イ 応募条件の設定

履行能力を有する者への発注を行うために、委託対象設計金額に応じ、会社が保有する技術者の数、資格等の条件を定めるものとする。

ウ 資格を有する技術者の配置

低価格落札者に対しては、技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士をいう。)等必要な資格を有する者を技術者として配置させるものとする。

エ 成果品の重点確認の実施

低価格落札者に対しては、成果品に対する通常の履行確認に加え、さらに重点的かつ詳細な履行確認を行うものとする。

第4 透明性・公正性の確保

- 建設工事等の入札制度の公正性を確保し、その適切な運用を担保するため、この方針により定めた建設工事等の入札制度を改正しようとするとき又は建設工事等の入札制度に関する運用状況を取りまとめたときは、その内容について、鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)に基づき設置される鳥取県建設工事等入札・契約審議会に意見を聴取するものとする。
- また、建設工事等の入札制度の恣意的な運用や談合を防止するためには、発注者側の有する入 札又は契約に関する情報をできる限り公表し、その透明性を高めることが必要であるため、イン ターネットの活用その他県民に一層分かりやすい方法によりその公開に努めるものとする。

第5 談合等に対する措置

○ 建設業者又は測量等業者が建設工事等の入札に係る違法等行為を行った場合には、36 月を上限として、一定の期間建設工事等の入札に参加させないこととするなど、厳格な運用を図るものとする。

第6 この方針の適用等

- この方針は、この方針に基づき知事が定めた建設工事等の入札制度に係る運用状況等を勘案 し、随時必要な見直しを行うものとする。
- この方針に規定するもののほか、建設工事等の入札制度に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この方針は、平成19年4月1日以降に県が発注する建設工事等の入札に対して適用するものとする。

附則

- 1 変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、平成21年8月1日以降に県が発注する建設工事等の入札に対して適用するものとする。
- 2 第2の1の(1)のアに定める限定公募型指名競争入札は、平成21年度においては、請負対 象設計金額が1千万円以上のものについて電子入札を適用する。

附則

変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、平成25年1月1日以降に県が発注する建設工事等の入札について適用する。

附 則

変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、令和4年4月1日以降に県が発注する建設工事 等の入札について適用する。